

辺野古新基地強行の暴挙を後押しする最高裁判決に強く抗議する(談話)

2023年9月5日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

最高裁第1小法廷(岡正晶裁判長)は4日、辺野古新基地建設に関して、沖縄防衛局が申請した軟弱地盤の改良工事のための設計変更申請を沖縄県に承認するよう求める国の是正指示は違法だとする沖縄県の訴えを棄却する判決を行ないました。

最高裁が弁論も開かず、委細を尽くした沖縄県の上告理由を検討せず、政権の権力行使を追認する不当判決を行なったことに強く抗議します。

判決では、沖縄県が指摘してきた軟弱地盤問題や環境破壊などについては全く反証されておらず、判決が確定したといっても、問題は一つ解決されていません。

この問題の核心は、政府が「普天間基地の移設」と称して辺野古に最新鋭の総合基地を建設しようとしていることに対して、沖縄県民が「これ以上の基地は中止を」と求めていることあります。

政府は、2014年の工事着手直後に明らかになった広大な軟弱地盤の存在を隠ぺいし、地盤改良の展望もないまま既成事実形成のための工事を続け、2020年になって設計変更申請しました。これを沖縄県が不承認としたことは当然のことです。

政府は、国民の権利保障のための行政不服審査法を悪用し、沖縄防衛局が私人に成りすまして、同じ政府内の国土交通大臣に申請して沖縄県の不承認を取り消させる茶番を演じています。

このような民主主義も法治主義もふみにじる政府のやり方に、沖縄県民は県知事選挙や県民投票で度重なる反対を表明してきました。今回の判決は、沖縄県民の民意を蹂躪するとともに、国と地方自治体は対等とする地方自治法を無視する判決です。

政府は、ことあるごとに「普天間基地の危険性除去が急務」といいます。しかし、設計変更後に工事を開始しても今後10数年を要し、完成の展望もない基地に巨額の税金を注ぎ込むことは許されません。

普天間基地の危険性を除去するためには、普天間基地を運用停止し撤去する立場でアメリカと交渉する以外に方法はありません。

同時に辺野古新基地建設は、沖縄・南西諸島をはじめ日本を戦場化の危険にさらす、アメリカ言いなりの岸田大軍拡の一環であり、この点でも今回の判決は許されません。

私たちは今後も、沖縄県民と連帯し、辺野古新基地建設をやめさせるために全国で奮闘するものです。
以上